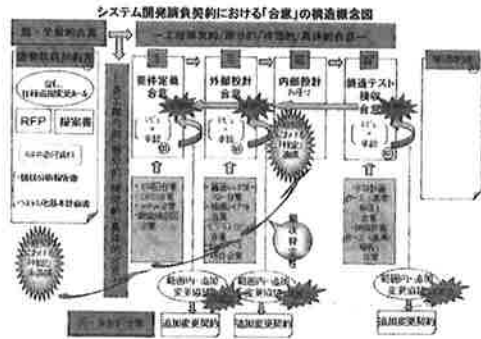


ソフト開発契約に関する民事訴訟—その2



藤谷 護人

ソフトウェア開発契約に関する契約の解釈は、この契約の特殊性・高度な専門性に照らせば、裁判官にとって困難極まりないが重大な責務であるのに、この責務が果たされていないのが現状である。プロジェクトマネジメント債務の要件事実や債務不履行の場合の社会的合意形成が急務である。



（株）エスピーエー総合法律事務所

この契約の特殊性・高度な専門性に照らせば、裁判官にとって困難極まりないが重大な責務であるのに、この責務が果たされていないのが現状である。問題の出発点は、**△図表 システム開発請負契約における「合意」の構造概念図**の左端の「開

契約とは、申込という意思表示と承諾という意思表示が合致することであり、その合致内容については、法律的な拘束力が発生する。債務不履行の場合には、履行請求権、不履行の場合の解除権、損害賠償請求権などであり、これらに応じない相手方に対しては、訴

訟を起して判決が確定すれば、強制執行することができる。問題は、当事者間で「どのような合意」があったのかということである。この点について、売買契約や賃貸借契約などの一般的な契約の解釈は裁判官にとっては困難ではない。しかし、ソフトウェア開発契約に関する契約の解釈は、

「発請負契約書」を締結した時点で、売買契約や賃貸借契約におけると同程度の「目的物の特定」が存在しないことである。解釈論としては、そのような目的物が特定されていない合意には、法律的效果として債務不履行の各種権利の発生は認められない、すなわち契約として成立はしているが

「各工程内の部分的補完的具体的合意形成作業」の成果として。そもそも契約目的物を順次特定していく工程を継続していくこと、すなわちソフトウェア開発プロジェクトをQ（機能）、C（費用）、D（納期）を守って遂行することが契約の本質的内容であるはずである。だとすれば、この開発プロジェクト契約を法的に規律するのに、請負契約がよいのか、準委任契約がよいのか、その両者の組み合わせが適切なのかなどという従来の取り組みでは不十分である。

ソフトウェア開発プロジェクト契約においては、「プロジェクトマネジメント義務」が契約における主要な債務であるということとを正面からとらえて、現代理の特殊専門的なプロジェクト契約における契約締結の要件事実は何か、プロジェクトマネジメント債務の内容は何か、債務不履行の場合の法律効果などについての社会的合意形成の努力が急務である。

ふじたに・もりひと弁護士法人エルティ総合法律事務所所長弁護士。IT-ADRセンター所長。日本の弁護士の中で唯一の公認システム監査人、JISA正会員。